

文書番号	管理版	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して更新されます	版数	5-0	管理番号
YQ-60	管理外版	<input type="checkbox"/> 更新されません			4

指定居宅介護支援事業所 運営規程

制定日 : 2003年7月1日

改訂日 : 2024年7月1日

No.	配付先	No.	配付先
1	理事長		
2	施設長		
3	事務長		
4	居宅介護支援事業所		
5			

承認	審査	作成
施設長	施設長	部門長
		

社会福祉法人 祥永会

読谷の里指定居宅介護支援事業所

文 書 番 号	居宅介護支援事業所運営規程	版	5-0	ページ
YQ-60	目 次	数		目次-1P

	版	総頁	制・改訂日
表紙	5-0	1P	2024.7.1
目次	5-0	1P	2024.7.1
運営規程	5-0	5P	2024.7.1
改訂歴		1P	2024.7.1

指定居宅介護支援事業所

運 営 規 程

社会福祉法人 祥 永 会

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人祥永会が開設する読谷の里指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援等の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な居宅介護支援（以下、「サービス」という。）を提供する事を目的とします。

第2条（運営の方針）

事業者は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護支援を行います。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

第3条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名 称 読谷の里指定居宅介護支援事業所
- 二 所 在 地 読谷村字座喜味1875番地1

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1名（常勤）
事業所の管理、業務の実施状況の把握とその他の管理を一元的に行います。
- 二 介護支援専門員3人以上（管理者兼務1名）
居宅介護支援を提供します。

第3章 営業日及び営業時間

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとします。(但し 12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く)
- 二 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとします。ただし、電話等により 24 時間連絡が可能な体制とします。

第 4 章 同意と契約

第 6 条 (内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

事業所及び従業者は、サービス提供の開始に際して、利用者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第 5 章 サービスの提供

第 7 条 (居宅介護支援の内容と提供方法等)

居宅介護支援の内容は次のとおりです。

- 一 要介護認定等の申請に係る援助を行います。
- 二 相談などを受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等、利用者が希望する場所とします。
- 三 居宅介護サービス計画の作成と実施状況を把握します。
- 四 利用者の心身の状況、住環境、家族の状況など居宅介護支援に必要な課題を分析します。
- 五 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態になることを予防するための支援を行います。
- 六 居宅サービス事業所及び介護保険施設等への紹介、その他の便宜を提供します。

第 8 条 (サービスの取り扱い方針)

- 1 事業者及び従業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況などに応じて、適切な処置を行います。
- 2 事業者及び従業者は、介護支援専門員がサービスを提供するに当たって懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 3 事業者及び従業者は、居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業所の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公平中立に行います。
- 4 事業者及び従業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にそ

の改善を図ることとします。

第9条（通常の事業実施地域）

通常の実施地域は、読谷村、恩納村、嘉手納町とします。

第10条（利用料及びその他の費用）

居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 通常の事業実施地域を越えた地点から居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。
 - (一) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道おおむね5キロメートル未満 無料
 - (二) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道おおむね5キロメートルを越えたところから1キロメートルにつき40円
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとします。

第6章 サービスの提供

第11条（従業者の服務規程）

従事者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第12条（従業者の質の確保）

事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

第13条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な処置を講じます。

- 3 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

第 14 条(虐待防止のための措置)

利用者の人権の擁護、虐待の防止及び身体拘束の禁止等のため、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

第 15 条(非常災害対策)

天災その他の災害が発生した場合、管理者は日常的に具体的な対処方法、及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には指揮をとるものとする。

- 2 非常災害に備え、少なくとも 1 年に 2 回は避難、その他必要な訓練を行うものとする。

第 16 条(勤務体制等)

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定めます。

- 2 従業員の資質向上のための研修の機会を設けます。
- 3 従業員は、身分を証する書類を携行し、訪問時又は必要に応じて掲示します。

第 17 条 (記録の整備)

事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとします。

第 18 条 (苦情処理)

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員会を選任するなど必要な処置を講じます。

- 2 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、沖縄県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、沖縄県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な処置を行い報告します。

第 19 条 (その他)

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は理事長との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

- この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 16 年 5 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 17 年 5 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 18 年 7 月 17 日より施行する。
- この規程は、平成 19 年 4 月 16 日より施行する。

この規程は、平成19年9月1日より施行する。
この規程は、平成23年10月1日より施行する。
この規程は、平成24年4月1日より施行する。
この規程は、平成24年10月1日より施行する。
この規程は、平成24年11月1日より施行する。
この規程は、平成25年1月1日より施行する。
この規程は、平成25年10月1日より施行する。
この規程は、平成28年1月1日より施行する。
この規程は、令和元年12月1日より施行する。
この規程は、令和2年8月1日より施行する。
この規定は、令和3年4月1日より施行する。
この規定は、令和4年1月1日より施行する。
この規定は、令和6年7月1日より施行する。

